

# あきだ

第1022号

平成22年7月10日  
毎月10日発行〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市役所  
編集兼  
発行人 中島修印刷人 三戸俊彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所**—— 目 次 ——****条 例**

○秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第24号）	2
○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第25号）	2
○秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第26号）	3
○秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第27号）	3
○秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第28号）	4
○秋田市市税条例の一部を改正する条例（第29号）	4
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第30号）	6
○秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第31号）	7
○秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（第32号）	7
○秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第33号）	7
○秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第34号）	7

**規 則**

○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第28号）	8
○秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（第29号）	8
○秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第30号）	8
○秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則（第31号）	8

**上下水道局管理規程**

○秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（第15号）	9
---	---

**告 示**

○平成22年度における地籍調査の指定について（第154号）	9
○認可地図の告示事項の変更について（第155号）	9
○固定資産税納税通知書の公示送達について（第156号）	9
○国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第157号）	9
○軽自動車税納税通知書の公示送達について（第158号）	10
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第159号）	10

○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第160号）	10
○生活保護法による施術者の指定について（第161号）	10
○放置自転車等の撤去および保管について（第162号）	10
○生活保護法による介護機関の指定および変更について（第163号）	11
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第164号）	11
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第165号）	11
○介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第166号）	12
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第167号）	12
○差押書および交付要求通知書の公示送達について（第168号）	12
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第169号）	12
○生活保護法による施術者の指定および廃止について（第170号）	12
○交付要求通知書の公示送達について（第171号）	13

**教 委 告 示**

○教育委員会定例会の招集について（第10号）	13
------------------------	----

**選 管 告 示**

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第11号）	13
○平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙におけるボスター掲示場の設置場所について（第12号）	13
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所の指定について（第13号）	13
○平成22年6月23日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第14号）	13
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第15号）	13
○平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第16号）	14
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第17号）	14
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所について（第18号）	17
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第19号）	18

○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第20号）	18
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票所について（第21号）	22
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻について（第22号）	25
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時について（第23号）	25
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第24号）	25
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第25号）	25
○平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代行すべき者の変更選任について（第26号）	25

#### 農委告示

○秋田市農業委員会総会の招集について（第7号）	25
-------------------------	----

#### 監査委告示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）	26
--	----

#### 上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の休止について（第36号）	26
○指定排水設備工事事業者の休止について（第37号）	26
○指定給水装置工事事業者の指定について（第38号）	26
○指定排水設備工事事業者の指定について（第39号）	26
○指定排水設備工事事業者の指定について（第40号）	26
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第41号）	26
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第42号）	27
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第43号）	27
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第44号）	27
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第45号）	27

#### 公 告

○一般競争入札の執行について	27
○日本脳炎の予防接種について	28
○入札参加希望者の公募について	28
○平成22年度ポリオ予防接種の実施について	29
○秋田市情報公開条例による運用状況の公表について	29
○秋田市個人情報保護条例による運用状況の公表について	29
○入札参加希望者の公募について	30
○秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペの実施について	31
○建築基準法による道路の指定について	31
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	31
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	32
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	32

出について	32
○開発行為に関する工事の完了について	33
○ジフテリア、百日咳、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について	33
○建築基準法による道路の廃止について	33
○ジフテリア、百日咳、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について	33
○社団法人全国市有物件災害共済会の平成21年度事業経営状況について	33
○農地利用集積円滑化事業の種類および事業実施地域について	33
○都市計画道路の変更に関する図書の写しの縦覧について	34
○農用地利用集積計画の策定について	34
○財政報告書の公表について	34
○入札参加希望者の公募について	34

#### 上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について	35
○入札参加希望者の公募について	36
○入札参加希望者の公募について	37
○入札参加希望者の公募について	38
○一般競争入札の執行について	39
○一般競争入札の執行について	40
○入札参加希望者の公募について	41
○受益者負担金の賦課対象区域について	42

## 条 例

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月7日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第24号

##### 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「、安全安心対策推進本部」を削る。

##### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第25号**

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、「(以下この項において「要介護者」という。)」を削り、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」および「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日をその期間の初日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

**秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第26号**

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親に限る。以下この号において同じ。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が）を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、」に、「請求の際当該職員およびその配偶者が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親に限る。以下この号において同じ。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が）を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、」に、「請求の際当該職員およびその配偶者が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第23条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の秋田市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

**秋田市職員給与条例の一部を改正する条例**をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第27号**

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第29条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第29条の2 職員に給与を支給する際には、当該給与から次に掲げる掛金等に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員互助会に対して支払うべき掛金その他の徴収金

(2) 秋田県市町村職員共済組合に対して支払うべき貸付金に係

る償還金その他の徴収金および当該共済組合に対する貯金  
 (3) 職員団体および労働組合の組合費ならびに当該職員団体および労働組合が取り扱う預金および貸付金に係る償還金その他の徴収金  
 (4) 前3号に掲げる掛金等に準ずると認められるもの  
 (5) 職員相互間の親睦の会の会費等で市長が別に定めるもの  
**附 則**  
 この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第28号**

秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 (秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)  
 第1条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 第10条第7項および第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1項中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

（秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）であった者であって、退職の日が施行日前であるものおよび施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する第1条の規定による改正後の同条例第10条第7項および第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

（秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に秋田市公営企業職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるものおよび施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する第2条の規定による改正後の同条例第14条第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第29号**

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項および第28項」を「第321条の8第22項および第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項および第28項」を「第321条の8第22項および第23項」に改める。

第24条第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第29条の3の次に次の2条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途中において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第29条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等

の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第33条の6第1項中「第5項、第24項、第27項および第28項」を「第19項、第22項および第23項」に、「第5項、第24項および第28項」を「第19項および第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第33条の7第2項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改める。

第37条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第82条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第15条第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第22条の3を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第22条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別

措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払い戻し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払い戻しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払い戻し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払い戻しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払い戻しがあった時に、その払い戻し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払い戻しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項および附則第22条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第23条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、第3項および第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第23条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第37条第6項の改正規定ならびに附則第23条の4および附則第23条の5の改正規定 公布の日 平成23年1月1日
  - (2) 第29条の3の次に2条を加える改正規定および第37条第7項の改正規定ならびに次項から附則第4項までの規定 平成23年1月1日
  - (3) 附則第22条の3の改正規定および附則第5項の規定 平成25年1月1日  
（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第29条

<p>の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項および第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 新条例第29条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>4 平成23年中に新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。</p> <p>5 新条例附則第22条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。 (法人の市民税に関する経過措置)</p> <p>6 新条例第12条、第24条、第33条の6および第33条の7の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税および各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税および各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>7 平成22年10月1日（次項および附則第9項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>8 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する壳渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第79条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項および附則第12項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に壳渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該壳渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。</p> <p>(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円</p> <p>(2) 新条例附則第15条第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円</p> <p>9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算し</p>	<p>て1月以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>10 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。附則第12項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>11 附則第8項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第81条第2項、第85条第4項および第5項ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、新条例第12条中「第85条第1項もしくは第2項」とあるのは「秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成22年秋田市条例第29号。以下この条および第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第10項」と、同条第2号および第3号中「第85条第1項もしくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第9項」と、新条例第81条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第8項」と、新条例第85条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第10項」と、新条例第88条第2項中「第85条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第10項」と読み替えるものとする。</p> <p>12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に壳渡した製造たばこのうち、附則第8項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第85条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年6月25日</p> <p style="text-align: right;">秋田市長 穂積志</p> <p style="text-align: center;"><b>秋田市条例第30号</b></p> <p style="text-align: center;">秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">附則第14項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附則第15項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	---

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第31号**

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2 楼山石塚谷地地区整備計画区域の項中「200平方メートル」を「165平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第32号**

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例(昭和24年秋田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 前項第1号および第2号に掲げる学校に係る授業料については、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第1項ただし書に規定する特別の事由がある場合に限り、徴収するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第1項に規定する受給権者に係る授業料については、第3条本文および前条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による納期限によらないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立学校授業料等徴収条例の規定は、平成22年4月分の授業料から適用し、同年3月分までの授業料については、なお従前の例による。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第33号**

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例(平成16年秋田市条例第119号)の一部を次のように改正する。

別表秋田市藤倉児童館の項および秋田市河辺中央児童館の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第34号**

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第45条の2の次に次の1条を加える。

(個室型店舗の避難管理)

第45条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸(外開きに限る。)を開放した場合において自動的に閉鎖するものとすることにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

第50条中「又はディスコ等」を「、ディスコ等又は個室型店舗」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第29条の5の改正規定は公布の日から、第45条の2の次に1条を加える改正規定および第50条の改正規定ならびに附則第3項の規定は同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備(固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。)のうち、改正後の秋田市火災予防条例(以下「新条例」という。)第8条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

3 第45条の2の次に1条を加える改正規定の施行の際現に存する新条例第45条の3に規定する個室型店舗(以下「個室型店舗」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、同条の規定に適合しないものに係る個室(これに類する施設を含む。)に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年7月31日までの間は、適用しない。

## 規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第28号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改める。

第8条の6中「（以下この条および第8条の10において「要介護者」という。）」を削り、「第8条の2第3項」を「第8条の2第4項」に、「要介護者」と、「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「」に改める。

第8条の7の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### 第8条の7 削除

第8条の8の前に見出しとして「（育児を行う職員の時間外勤務の制限）」を付し、同条第1項中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第8条の8第2項および第3項中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第8条の9第1項第4号を削り、同条第2項第2号中「子が」の次に「、条例第8条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を加える。

第8条の10中「前条第1項第4号ならびに第2項第1号」を「前条第2項第1号」に、「要介護者」を「、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第4項」に、「同条第2項の」を「同条第3項の」に改め、「おいて、」の次に「第8条の8第1項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」と、「する。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「する」と、同条第2項および第3項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」と、「」を加え、「要介護者」と、同項第2号を「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、同項第2号に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第29号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第

5号）の一部を次のように改める。

第4条第1項第4号を削る。

第5条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第30号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改める。

第22条第1項中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第31号

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正）

第1条 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改める。

別表の備考の1中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の2の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）および第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の2の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正）

第2条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）の一部を次のように改める。

別表の備考の1中「第314条の7第1項第1号および第2項」を「第314条の7」に、「ならびに」を「および」に改め、同表の備考の2の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）および第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」に、「および」を「ならびに」に改め、同表の備考の2の(2)中「ならびに」を「、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則（以下「新助産施設負担金徴収規則」という。）別表の備考の1の規定は、平成22年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成21年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 3 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。  
(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（以下「新母子生活支援施設負担金徴収規則」という。）別表の備考の1の規定は、平成22年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成21年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 5 新母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成21年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成20年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

## 上下水道局管理規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年6月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

### 秋田市上下水道局管理規程第15号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程  
秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削る。

第5条第4号中「育児休業および育児短時間勤務」を「育児休業又は育児短時間勤務」に改め、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第154号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づいて、秋田県知事が平成22年度における地籍調査として指定したので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日  
平成22年6月1日 秋田県告示第274号
- 2 調査を実施するものの名称

秋田市

### 3 調査地区

- (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市雄和平尾鳥字広面の一部
- (2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市雄和平尾鳥字広面の一部  
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部

### 4 調査期間

平成22年6月1日から平成23年3月31日まで

### 秋田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

秋田市長 穂 積 志

### 1 変更があった認可地縁団体の名称

桜町町内会

### 2 認可年月日

平成10年1月27日

### 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 小山正夫  
秋田市保戸野桜町15番22号

変更後 小坂省史  
秋田市保戸野桜町3番11号

### 4 変更年月日

平成22年5月8日

### 5 変更の理由

役員改選による。

### 秋田市告示第156号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月10日

秋田市長 穂 積 志

### 1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

### 2 送達する書類

平成22年度固定資産税納税通知書

### 秋田市告示第157号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月10日

秋田市長 穂 積 志

### 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

### 2 送達する書類

平成21年度通知分国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第158号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度軽自動車税納税通知書

**秋田市告示第159号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年6月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

名称	変更事項（所在地）		変更年月日
	変更前	変更後	
佐野薬局 保戸野千 代田町店	秋田市保戸野千 代田町15番31号 プレジール宇佐 見1階	秋田市保戸野千 代田町14番7号 エンプレス泉1 F	平成22年 6月6日

**秋田市告示第160号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名称	所在地	指定年月日
新屋駅前耳鼻咽喉科	秋田市新屋扇町13番1号	平成22年 4月1日
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	平成22年 3月16日
青山薬局 秋田駅トピコ店	秋田市中通七丁目1番2号 ステーションビル トピコ 2F	平成22年 3月1日
小泉薬局 河辺店	秋田市河辺北野田高屋字黒 沼下堤下20番地15	平成22年 4月1日
すずらん薬局 新屋駅前店	秋田市新屋扇町13番2号	平成22年 4月1日
みんなの薬局 さくら店	秋田市桜一丁目1番6号	平成22年 4月1日

**2 廃止**

名称	所在地	廃止年月日
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	平成22年 3月31日
秋田県小児療育センター（歯科）	秋田市八橋南一丁目1番3号	平成22年 3月31日
青山薬局 秋田駅トピコ店	秋田市中通七丁目1番2号 ステーションビル トピコ 2F	平成22年 2月28日
小泉薬局 河辺店	秋田市河辺和田字上中野99番地	平成22年 3月31日
みんなの薬局 さくら	秋田市桜一丁目1番6号	平成22年 3月31日
有限会社 ミドリ薬局	秋田市手形山崎町6番9号	平成22年 4月1日
半田薬局 自衛隊前店	秋田市将軍野東四丁目13番1号	平成22年 4月15日
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	平成22年 3月15日

**秋田市告示第161号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年6月11日

秋田市長 穂 積 志  
指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
三浦智昭	東通はりきゅう整骨院	秋田市東通一丁目5番3号	平成22年 4月1日

**秋田市告示第162号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年6月15日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年5月16日から平成22年5月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで  
 イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

## (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年6月29日から平成22年12月29日まで

## 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

## 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

## 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市民生活部生活総務課 電話866-2035  
 秋田市東通仲町4番3号  
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

## 秋田市告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年6月17日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

名称	所在地	指定年月日
青山薬局 秋田駅トピコ店	秋田市中通七丁目1番2号	平成22年3月1日
すずらん薬局 新屋駅前店	秋田市新屋扇町13番2号	平成22年4月1日
ゆうゆう サポート訪問 介護サービス	秋田市土崎港相染町字沼端85番5	平成22年4月1日
孫子老ケア プランセンター	秋田市新屋天秤野6番12号	平成22年4月15日
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	平成22年3月16日
療養通所 介護事業所 フォーチュン	秋田市外旭川字中谷地46番地	平成22年5月6日

## 2 変更

名称	変更事項（所在地）		変更年月日
	変更前	変更後	
ほほえみ介護ネットワーク訪問介護センター	秋田市手形字西谷地92番地1	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成18年9月1日

ほほえみ介護ネットワーク居宅介護支援センター	秋田市手形字西谷地92番地1	秋田市雄和田草川字太田40番地1	平成18年9月1日
------------------------	----------------	------------------	-----------

## 秋田市告示第164号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成22年6月18日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住所	名称
390	秋田市上新城中字南波掛17番地1	ローソン秋田北インター店

## 秋田市告示第165号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成22年6月21日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名 および診療科	診療科名	担当する 障害分野
向島 健	秋田県成人病 医療センター	内科 消化器科	心臓機能障害 じん臓機能障害 肝臓障害
米山 和夫	秋田組合総合 病院	消化器科	肝臓機能障害
稲見 育大	秋田県立医療 療育センター	小児科	肢体不自由 呼吸器機能障害
島 仁	小川内科医院	内科	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
佐々木正弘	秋田県立脳血 管研究センター	脳神経外 科	視覚障害 聴覚障害 平行機能障害 音声・言語機能障 害 肢体不自由
齊藤 宏文	秋田大学医学 部附属病院	血液内科	免疫機能障害
佐藤 浩平	秋田往診クリ ニック	内科 外科	音声・言語機能障 害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機 能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

華園 晃	秋田大学医学部附属病院	内科	肢体不自由 呼吸器機能障害
渡部 由紀	濱島医院	消化器科 内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
長谷川 傑	市立秋田総合病院	外科	ぼうこう・直腸機能障害
小泉 亮道	小泉病院	内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
太田 栄	市立秋田総合病院	外科	ぼうこう・直腸機能障害
佐藤 敬悦	秋田共立病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
岩崎 渉	秋田赤十字病院	外科	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害

**秋田市告示第166号**

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成22年度介護保険料納入通知書

平成22年度介護保険料督促状

**秋田市告示第167号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

**平成21年度第9期国民健康保険税督促状****秋田市告示第168号**

次の差押書および交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書および交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
富山県富山市太郎丸西町一丁目17番地7  
目 黒 元 志
- 2 送達する書類名  
差押書 1通  
交付要求通知書 1通

**秋田市告示第169号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年6月29日

秋田市長 穂 積 志

**1 指定**

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128	平成22年4月1日
池田薬局 通町店	秋田市大町一丁目2番26号	平成22年4月1日
池田薬局 山王中園店	秋田市山王中園町10番28号	平成22年4月1日
池田薬局 秋田中通店	秋田市中通三丁目2番20号	平成22年4月1日
城東歯科 クリニック	秋田市東通二丁目1番17号	平成22年5月15日

**2 廃止**

名 称	所 在 地	廢 止 年月日
通町薬局	秋田市大町一丁目2番26号	平成22年3月31日
山王中園薬局	秋田市山王中園町10番28号	平成22年3月31日
調剤薬局パルス	秋田市中通三丁目2番20号	平成22年3月31日

**秋田市告示第170号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助

および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年6月29日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
小林一成	柊治療院	秋田市新屋表町 11番25号 アー トハウス106号	平成22年 5月8日

## 2 廃止

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廢 止 年月日
今泉尚子	柊治療院	秋田市新屋表町 11番25号 アー トハウス106号	平成22年 5月7日

## 秋田市告示第171号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年6月29日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

目 黒 元 志

富山市太郎丸西町一丁目17番地7

## 2 送達する書類

交付要求通知書

**教 委 告 示**

## 秋田市教委告示第10号

平成22年6月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年6月21日

秋田市教育委員会  
委員長 藤 井 正 人

## 付議案件

職員の人事について承認を求める件

**選 管 告 示**

## 秋市選管告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成22年6月2日

秋田市選管委員会

委員長 安 井 貞 三

1 50分の1の数 5,362人

2 3分の1の数 89,357人

## 秋市選管告示第12号

平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙におけるボスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成22年6月17日

秋田市選管委員会

委員長 安 井 貞 三  
(次のように略)

## 秋市選管告示第13号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により、読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第3項の規定により告示する。

平成22年6月17日

秋田市選管委員会

委員長 安 井 貞 三

## 1 所在地

秋田市山王一丁目2番34号

## 2 期日前投票所の名称

秋田市選管委員会

## 秋市選管告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成22年6月23日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成22年6月21日

秋田市選管委員会

委員長 安 井 貞 三

## 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選管委員会事務局

## 2 期間 平成22年6月24日 午前8時30分から午後5時まで

## 秋市選管告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成22年6月23日

秋田市選管委員会

委員長 安 井 貞 三

- 1 50分の1の数 5,371人  
2 3分の1の数 89,509人

**秋市選管告示第16号**

平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安井 貞三

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成22年6月24日

午後5時30分

**秋市選管告示第17号**

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安井 貞三

平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 6月25日	投 票 管理 者	秋田市下新城中野字 街道端西89番地109	中川 久美子
	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 6月26日	投 票 管理 者	秋田市旭南一丁目12 番7-3号	伊藤 矩子
	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 6月27日	投 票 管理 者	秋田市飯島緑丘町12 番1号	小野 尊尚
	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 6月28日	投 票 管理 者	秋田市広面字野添78 番地3	田村 知子
	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 6月29日	投 票 管理 者	秋田市外旭川字野村 51番地5	高橋 キン
	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 6月30日	投 票 管理 者	秋田市新屋元町21番 34号	三川 則子
	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜

平成22年 7月1日	投 票 管理 者	秋田市飯島緑丘町12 番1号	小野 尊尚
平成22年 7月2日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月3日	投 票 管理 者	秋田市飯島穀丁6番 3号	長谷川 瑞子
平成22年 7月3日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月4日	投 票 管理 者	秋田市手形田中13番 17号	谷村 重子
平成22年 7月4日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月5日	投 票 管理 者	秋田市土崎港南三丁 目9番32号	佐藤 信利
平成22年 7月5日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月6日	投 票 管理 者	秋田市桜ガ丘二丁目 5番地12	北村 敏子
平成22年 7月6日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月7日	投 票 管理 者	秋田市広面字野添78 番地3	田村 知子
平成22年 7月7日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月8日	投 票 管理 者	秋田市旭南一丁目12 番7-3号	伊藤 矩子
平成22年 7月8日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月9日	投 票 管理 者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
平成22年 7月9日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜
平成22年 7月10日	投 票 管理 者	秋田市太平中閔字寺 中66番地	田口 横子
平成22年 7月10日	職 務 代理 者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤原 昌喜

平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投 票 管理 者	秋田市新屋大川町6 番8号	赤根谷 光昭
	職 務 代理 者	秋田市新屋勝平台6 番34号	川崎 義則
平成22年 7月4日	投 票 管理 者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根田 貞子
	職 務 代理 者	秋田市川元開和町10 番12号	菅原 稔

平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小野 尊尚
	職務 代理者	秋田市御野場新町二丁目7番13号	廣田 和則
平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市飯島穀丁6番3号	長谷川 瑞子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町1番22号	奈良 毅
平成22年 7月7日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎藤 透
平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地109	中川 久美子
	職務 代理者	秋田市櫛山南中町3番13-301号	夏井 浩
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目5番地12	北村 敏子
	職務 代理者	秋田市新屋前野町3番5号	猿田 実
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市外旭川字野村51番地5	高橋 キン
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台6番34号	川崎 義則

平成22年7月11日執行 參議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石塚 小枝子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎藤 透
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地39番地33	工藤 ユウ子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町1番22号	奈良 毅

平成22年7月11日執行 參議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市港北新町3番3号	船木 透
平成22年 7月4日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島 寿美子
平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市外旭川字堂ノ前155番地2	小林 崇史
平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉田 幸雄
	職務 代理者	秋田市旭川清澄町1番17号	佐々木 淳也
平成22年 7月7日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市高陽青柳町3番26号	船木 葉子
平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市下新城中野字街道端西1番地2	中川 豊
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市港北新町3番3号	船木 透
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二丁目3番39号	三浦 誠一
	職務 代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島 寿美子

平成22年7月11日執行 參議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投票 管理者	秋田市新屋元町2番17号	横山 秀男
	職務 代理者	秋田市新屋田尻沢西町8番14号	佐川 公裕

平成22年 7月4日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字七 曲下65番地	高 屋 速 人
平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町3番 6号	三 嶽 るり子
平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市寺内後城18番 20号	土 井 育 子
平成22年 7月7日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市牛島南二丁目 8番22号	安 藤 一 夫
平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市山王沼田町10 番11-801号	高 橋 淳 子
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字七 曲下65番地	高 屋 速 人
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市新屋扇町1番 13号	高 橋 清
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字七 曲下65番地	高 屋 速 人

平成22年7月11日執行 參議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊志
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成22年 7月4日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市新屋豊町10番 44-3号	仲 鉢 誠
平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字淹沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地 1	三 浦 淳 子
平成22年 7月7日	投票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀

平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊志
	職 務 代理者	秋田市新屋豊町10番 44-3号	仲 鉢 誠
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字淹沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字曲 田18番地 1	三 浦 淳 子

平成22年7月11日執行 參議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階渕148番地	石 塚 一太郎
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成22年 7月4日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字小 平岱9番地	佐々木 俊 一
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段28番地 2	小野寺 裕 子
平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成22年 7月7日	投票 管理者	秋田市河辺三内字三 内段74番地 1	佐 藤 憲 一
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市河辺三内字三 内段74番地 1	佐 藤 憲 一
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字飛 沢下段11番地11	二 木 文 隆

平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢1番地	石井房雄
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1番50号	佐川成人
平成22年 7月4日	投票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地1	長谷部久夫
	職務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11-201号	清水英樹
平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前 田105番地1	伊藤隆榮
	職務 代理者	秋田市八橋本町一丁 目2番24号	北橋美津子
平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地1	鈴木靜夫
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1番50号	佐川成人
平成22年 7月7日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地4	金千代司
	職務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11-201号	清水英樹
平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市雄和椿川字安 養寺67番地2	佐藤助久
	職務 代理者	秋田市八橋本町一丁 目2番24号	北橋美津子
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田21番地	鎌田嘉一
	職務 代理者	秋田市保戸野原の町 12番11-201号	清水英樹
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂143番地2	加藤志美雄
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1番50号	佐川成人

平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成22年 7月3日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工藤金也
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京極進
平成22年 7月4日	投票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地3	佐々木稔
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池田節子
平成22年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加藤文雄
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京極進

平成22年 7月6日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福原昭夫
平成22年 7月7日	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池田節子
平成22年 7月8日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開22番地	渡部金一郎
平成22年 7月8日	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京極進
平成22年 7月9日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢56番地	工藤三男
平成22年 7月9日	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池田節子
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 柳沢37番地	小野寺良光
平成22年 7月10日	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京極進
平成22年 7月10日	投票 管理者	秋田市雄和繫字脇ノ 沢88番地	工藤忠彦
平成22年 7月10日	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池田節子

## 秋市選管告示第18号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安井貞三

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋田市 選挙管理委員会	秋田市山王一 丁目2番34号	平成22年6月25日から 平成22年7月10日まで
秋田駅 東西連絡自由通路	秋田市櫛山字 長沼27番地3	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野 地蔵田一丁目 1番1号	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港 西三丁目10番 25号	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
秋田市西部市民 サービスセンター	秋田市新屋扇 町13番34号	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
秋田市 河辺市民センター	秋田市河辺和 田字北条ヶ崎 38番地2	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
秋田市 岩見三内連絡所	秋田市河辺三 内字外川原34 番地1	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
秋田市 雄和市民センター	秋田市雄和妙 法字上大部48 番地1	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで

秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	秋田市雄和新 波字樋口62番 地2	平成22年7月3日から 平成22年7月10日まで
----------------------	-------------------------	-----------------------------

## 秋市選管告示第19号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月24日

## 秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時 (1時間30分繰下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時 (1時間30分繰下げ)
秋田市土崎支所	午前8時30分から午後7時 (1時間繰上げ)

秋 田 市 西 部 市 民 サ ー ビ ス セン タ ー	午前8時30分から午後7時 (1時間繰上げ)
秋田市河辺市民センター	午前8時30分から午後7時 (1時間繰上げ)
秋田市雄和市民センター	午前8時30分から午後7時 (1時間繰上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時 (3時間繰上げ)

## 秋市選管告示第20号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第25条の規定により告示する。

平成22年6月24日

## 秋田市選挙管理委員会

委員長 安 井 貞 三

## 平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙

## 投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋田市第1投票区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
	職務代理人	秋田市八橋鰐沼町3番26号	服 部 芳 久
秋田市第2投票区 (保戸野小学校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理人	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋田市第3投票区 (秋田北高等学校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理人	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋田市第4投票区 (八橋小学校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
	職務代理人	秋田市八橋三和町4番24号	菅 井 洋 紀
秋田市第5投票区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目5番2号	大 井 晋
	職務代理人	秋田市土崎港東一丁目6番8号	石 井 實
秋田市第6投票区 (旭南小学校)	投票管理者	秋田市大町二丁目6番6号	黒 澤 光 伸
	職務代理人	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋田市第7投票区 (川尻小学校)	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理人	秋田市茨島六丁目5番36号	池 端 強 志
秋田市第8投票区 (のびのび幼稚園)	投票管理者	秋田市茨島二丁目5番13号	相 場 文 男
	職務代理人	秋田市寺内大小路3番13号	前 田 秀 樹
秋田市第9投票区 (南部公民館)	投票管理者	秋田市牛島東七丁目3番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理人	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋田市第10投票区 (牛島児童館)	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理人	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋田市第11投票区 (秋田南中学校)	投票管理者	秋田市櫛山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理人	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋田市第12投票区 (樅山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理人	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈 良 薫
秋田市第13投票区 (東小学校)	投票管理者	秋田市東通五丁目4番32号	千 葉 克 己
	職務代理人	秋田市外旭川字前谷地248番地2	松 前 克 美
秋田市第14投票区 (中通小学校)	投票管理者	秋田市中通五丁目9番20-905号	今 野 昇
	職務代理人	秋田市櫛山本町10番41号	永 田 誠 一
秋田市第16投票区 (秋田東中学校)	投票管理者	秋田市下北手松崎字碇6番地6	渡 邊 光 雄
	職務代理人	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木 廣 次

秋田市第17投票区 (広面児童館)	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中田 明朗
	職務代理人	秋田市大平台四丁目6番地8	伊藤 樹悦
秋田市第18投票区 (旭川小学校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤原 良治
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加藤 育広
秋田市第19投票区 (泉公民館)	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐藤 義敏
	職務代理人	秋田市新屋豊町11番12号	鳥海 淳一
秋田市第20投票区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市保戸野八丁7番15号	佐藤 夕
	職務代理人	秋田市濁川字口ノ田47番地1	船木 義則
秋田市第21投票区 (杉の木園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高橋 重喜
	職務代理人	秋田市広面字板橋添40番地14	伊藤 功一
秋田市第22投票区 (太平八田公民館)	投票管理者	秋田市太平八田字八田103番地	鎌田 順滋
	職務代理人	秋田市太平中閑字寺中62番地1	田口 寿誓
秋田市第23投票区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字上目長崎230番地	須藤 兼義
	職務代理人	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部 享
秋田市第24投票区 (太平中学校)	投票管理者	秋田市太平中閑字寺中85番地	嵯峨 銀之助
	職務代理人	秋田市新屋元町13番3号	今野 工
秋田市第25投票区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稻荷44番地	加藤 忠輔
	職務代理人	秋田市太平黒沢字稻荷77番地3	加藤 幸人
秋田市第26投票区 (山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴木 岩夫
	職務代理人	秋田市新屋天秤野6番31号	佐々木 修
秋田市第27投票区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市大住三丁目6番12号	吉川 英次
	職務代理人	秋田市山王中島町6番21号	樋岡 善治
秋田市第28投票区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴田 守
	職務代理人	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊一
秋田市第29投票区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地1	玉井 春悦
	職務代理人	秋田市下北手宝川字西ヶ沢21番地	川村 隆一
秋田市第30投票区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字砂子沢127番地2	須田 博
	職務代理人	秋田市東通御音前4番30号	黒崎 博正
秋田市第31投票区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後藤 誠義
	職務代理人	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須田 浩明
秋田市第32投票区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯峨 久一郎
	職務代理人	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2	今野 芳夫
秋田市第33投票区 (農業協同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田小中島2番7号	酒井 洋吾
	職務代理人	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 肅
秋田市第34投票区 (仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目8番77号	上村 隆策
	職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今野 三悦
秋田市第35投票区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地6	岡 俊彦
	職務代理人	秋田市牛島西二丁目15番9号	武田 文人
秋田市第36投票区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笛場14番地	伊藤 史
	職務代理人	秋田市御所野元町二丁目7番4号	須磨 一郎
秋田市第37投票区 (勝平児童館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町9番6号	菅原 由春
	職務代理人	秋田市飯島道東二丁目1番15号	渡邊 宏樹
秋田市第38投票区 (栗田養護学校)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地1番地7	高橋 明道
	職務代理人	秋田市大町五丁目6番12号	神田 清武
秋田市第39投票区 (秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋日吉町1番9号	高野 卜ヨ
	職務代理人	秋田市新屋尻沢西町2番10号	鈴木 直
秋田市第40投票区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高橋 清
	職務代理人	秋田市豊岩石田坂字碇106番地1	佐藤 喜代隆
秋田市第41投票区 (浜田内浜田会館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊春
	職務代理人	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康雄
秋田市第42投票区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相場 義信
	職務代理人	秋田市櫛山金照町6番25-4号	赤上 智
秋田市第43投票区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碇1番地3	安田 欽一
	職務代理人	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長谷川 洋一

秋田市第44投票区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴木時雄
	職務代理人	秋田市新屋前野町3番22号	佐藤正吉
秋田市第45投票区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐賀定
	職務代理人	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池田藤彦
秋田市第46投票区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐藤洋一
	職務代理人	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊藤弘
秋田市第47投票区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊藤正弘
	職務代理人	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊藤直樹
秋田市第48投票区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金金計悦
	職務代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大友徹
秋田市第49投票区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須田紀男
	職務代理人	秋田市桜一丁目16番23号	須田志美男
秋田市第50投票区 (旧)八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高徳谷地105番地	細部芳雄
	職務代理人	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐藤誠晃
秋田市第51投票区 (土崎支所)	投票管理者	秋田市新屋扇町9番56-2号	佐々木聰
	職務代理人	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆苅博
秋田市第52投票区 (土崎小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中島修
	職務代理人	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保坂源栄
秋田市第53投票区 (港北小学校)	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目3番5号	浅利信雄
	職務代理人	秋田市将軍野南五丁目3番8号	佐藤耕
秋田市第54投票区 (土崎中学校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅野勲
	職務代理人	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須磨良之
秋田市第55投票区 (土崎南小学校)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀谷敏春
	職務代理人	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐美喜志
秋田市第56投票区 (将軍野中学校)	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目2番3号	鎌田金光
	職務代理人	秋田市将軍野南五丁目2番12号	鎌田尚
秋田市第57投票区 (寺内小学校)	投票管理者	秋田市寺内見桜一丁目5番19号	古井金壽
	職務代理人	秋田市添川字境内川原41番地7	青木健一
秋田市第58投票区 (外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野銀逸
	職務代理人	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤博幸
秋田市第59投票区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5番7号	佐藤久
	職務代理人	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐藤重徳
秋田市第60投票区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市将軍野青山町3番39号	小野勲夫
	職務代理人	秋田市外旭川字神田321番地	小野義郎
秋田市第61投票区 (笛岡公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字水口49番地7	亀沢秀
	職務代理人	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村文清
秋田市第62投票区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町9番50号	千蒲久義
	職務代理人	秋田市土崎港北六丁目2番16-6号	佐藤徳司
秋田市第63投票区 (飯島小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保坂徳勝
	職務代理人	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島誠
秋田市第64投票区 (北部公民館)	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越2番地	小坂由太郎
	職務代理人	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安田忠市
秋田市第65投票区 (新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安田巖
	職務代理人	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水戸瀬敏之
秋田市第66投票区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字楓ノ木43番地	佐藤要
	職務代理人	秋田市八橋本町四丁目3番8号	伊藤隆
秋田市第67投票区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城中字堂ノ前150番地1	石井武雄
	職務代理人	秋田市東通一丁目8番28号	佐川誠樹
秋田市第68投票区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大渕道雄
	職務代理人	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地2	白岩実
秋田市第69投票区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田1番地1	佐藤久一
	職務代理人	秋田市飯島長野中町7番19号11	佐藤弘
秋田市第70投票区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向7番地19	奈良生八
	職務代理人	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈良孝一

秋田市第71投票区 (金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水澤勤
	職務代理人	秋田市金足小泉字上前15番地	奈良正右衛門
秋田市第72投票区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	齐藤忠一
	職務代理人	秋田市金足浦山字浦山1番地	伊藤吉治
秋田市第73投票区 (金足東児童室)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千蒲隆
	職務代理人	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀祐樹
秋田市第74投票区 (東部公民館)	投票管理者	秋田市泉三嶽根7番17号	石塚嗣己
	職務代理人	秋田市広面字屋敷田7番地2	石川宏樹
秋田市第75投票区 (泉中学校)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村上實
	職務代理人	秋田市外旭川字山崎3番地1	清水幸代
秋田市第76投票区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成田忠三
	職務代理人	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊藤武士
秋田市第77投票区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明徳町4番51号	秋山修次
	職務代理人	秋田市高陽青柳町16番38号	堀正悦
秋田市第78投票区 (秋田市役所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内藤克幸
	職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤原健一
秋田市第79投票区 (大住児童館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目6番18号	高橋征一
	職務代理人	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井上正敏
秋田市第80投票区 (南地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神谷薰
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字中野104番地3	佐々木勉
秋田市第81投票区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小野金孝
	職務代理人	南秋田郡井川町今戸字狐川2番地	浅野和幸
秋田市第82投票区 (金足黒川公民館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三浦正成
	職務代理人	秋田市金足黒川字黒川31番地	三浦初
秋田市第83投票区 (城東中学校)	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	齊藤幹英
	職務代理人	秋田市蛇野18番地2	貝沼茂
秋田市第84投票区 (桜小学校)	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福士啓三
	職務代理人	秋田市土崎港東二丁目2番17号	桜庭静男
秋田市第85投票区 (旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市卸町四丁目5番10号	畠也志史
	職務代理人	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜田宏
秋田市第86投票区 (御所野小学校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目2番8号	矢田部幸三
	職務代理人	秋田市仁井田本町六丁目1番22号	古谷大助
秋田市第87投票区 (飯島南小学校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石塚實
	職務代理人	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保坂重巳
秋田市第88投票区 (御野場中学校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地6	佐藤寛次
	職務代理人	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池田伸次
秋田市第89投票区 (ウェルビューいすみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目6番8号	工藤喜根男
	職務代理人	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永田智
秋田市第90投票区 (鶴養公民館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐藤昭久
	職務代理人	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐藤忠孝
秋田市第91投票区 (新川公民館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小林孝徳
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石塚三和
秋田市第92投票区 (岩見三内地区) (コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原30番地3	備後正義
	職務代理人	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
秋田市第93投票区 (砂子渕公民館)	投票管理者	秋田市河辺三内字砂子渕153番地	佐藤仁太郎
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石塚稔
秋田市第94投票区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸井田喜美雄
	職務代理人	秋田市河辺三内字野崎16番地	田口郁夫
秋田市第95投票区 (田尻町内会館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高橋義見
	職務代理人	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐々木透
秋田市第96投票区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木豊志
	職務代理人	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石澤盛一

秋田市第97投票区 (神内公民館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊藤秋夫
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地2	須田俊夫
秋田市第98投票区 (下諸井児童館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地2	境屋弘光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高橋孝一
秋田市第99投票区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎138番地3	熊谷廣俊
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊谷直正
秋田市第100投票区 (式田公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石井稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木聰
秋田市第101投票区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷文雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地3	金次男
秋田市第102投票区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	藤島英治
	職務代理者	秋田市河辺松渕字松渕3番地	伊藤秀和
秋田市第103投票区 (河辺戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地3	三浦昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴木仁
秋田市第104投票区 (畠谷公民館)	投票管理者	秋田市河辺畠谷字中村55番地	尾形秀金
	職務代理者	秋田市河辺畠谷字中村15番地	稻垣和春
秋田市第105投票区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々木稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加藤秀尚
秋田市第106投票区 (神ヶ村自治会館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和神ヶ村字稗鳥100番地	伊藤勉
秋田市第107投票区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地	片桐登司夫
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地1	京極進
秋田市第108投票区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工藤金也
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木俊郎
秋田市第109投票区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉藤俊一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤勇悦
秋田市第110投票区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴木靜夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋山勝
秋田市第111投票区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市御野場五丁目13番1号	鈴木力雄
秋田市第112投票区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市雄和繫字宿83番地	齊藤盛又
秋田市第113投票区 (戸賀沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木一範
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地1	渡辺和文
秋田市第114投票区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊藤洋文
秋田市第115投票区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部久夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地2	今川清宣
秋田市第116投票区 (雄和農村環境改善センター)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地1	伊藤隆榮
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤久一
秋田市第117投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀井弘昭
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池田實
秋田市第118投票区 (安養寺児童館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字安養寺67番地2	佐藤助久
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐藤善衛
秋田市第119投票区 (本田自治会館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石井重一
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目8番22号	安藤一夫
秋田市第120投票区 (芝野自治会館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台37番地	佐藤忠清
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開8番地2	鈴木功
秋田市第121投票区 (下黒瀬自治会館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地1	菊地義壽

秋市選管告示第21号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、  
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定に基づき次の

とおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 安井貞三

## 投票所一覧表

投票区	投票所名	住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の5
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中閔字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地

27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地2
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町4丁目7番1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地の3
37	秋田市勝平児童館	新屋松美町6番1号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地の1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地の1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号

54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号		81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の2
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号		82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号		83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
57	秋田市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号		84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2		85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号		86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越8番		87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地		88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号		89	ウェルビュ－いすみ	泉菅野二丁目17番27号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号		90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地		91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4		92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地		93	砂子渕公民館	河辺三内字高畑内
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の5		94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地		95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地1
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地		96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の4		97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地		98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地		99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
73	金足東児童室	金足片田字待入109番地		100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地の3		101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号		102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号		103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号		104	畠谷公民館	河辺畠谷字中村74番地1
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号		105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地		106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地1
80	秋田市南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5番1号		107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地

108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地1

**秋市選管告示第22号**

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 安井貞三

- 1 投票区  
秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻  
午後7時

**秋市選管告示第23号**

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 安井貞三

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時 平成22年7月11日  
午後9時15分

**秋市選管告示第24号**

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 安井貞三

- 1 開票管理者  
秋田市将軍野東三丁目4番34号 工藤任国
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者  
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古谷薰

**秋市選管告示第25号**

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成22年6月24日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 安井貞三

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成22年7月8日  
午後5時30分

**秋市選管告示第26号**

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成22年6月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 安井貞三

- 1 秋田市第75投票区（秋田市立泉中学校）  
新 秋田市八橋本町四丁目1番45号 進藤聰彦  
旧 秋田市外旭川字山崎3番地1 清水幸代

**農委告示****秋田市農委告示第7号**

平成22年6月23日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年6月16日

秋田市農業委員会会長 佐々木吉秋  
案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（6件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成22年度第3号）に関する件
- 4 特定農地貸付け承認に関する件
- 5 遊休農地に関する指導要領を設定する件
- 6 違反転用者への勧告に関する件
- 7 運営委員の選任に関する件

## 監査委告示

## 秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成22年6月17日

秋田市監査委員 佐 藤 憲之助  
秋田市監査委員 高 井 宏 司  
秋田市監査委員 佐 原 孝 夫  
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所

秋田県秋田市川尻上野町6番25号

前田正人

秋田県秋田市泉中央一丁目7番24号

河野隆治

千葉県市川市国府台五丁目24番14号

川口明浩

東京都荒川区荒川一丁目7番6号

木下哲

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年7月28日から平成23年3月31日まで

## 上下水道局告示

## 秋田市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年6月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有限会社飯島土建	飯島美智義	秋田市土崎港中央五丁目4番17号

- 2 休止年月日

平成22年5月26日

## 秋田市上下水道局告示第37号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年6月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有限会社飯島土建	飯島美智義	秋田市土崎港中央五丁目4番17号

- 2 休止年月日

平成22年5月26日

## 秋田市上下水道局告示第38号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成22年6月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
鈴ヤ工事店	鈴木 健	秋田市広面字糠塚54番地1

- 2 指定年月日

平成22年5月28日

## 秋田市上下水道局告示第39号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成22年6月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
鈴ヤ工事店	鈴木 健	秋田市広面字糠塚54番地1

- 2 指定年月日

平成22年5月28日

## 秋田市上下水道局告示第40号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成22年6月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
山元建設株式会社	佐々木将元	秋田市仁井田字横山262番地

- 2 指定年月日

平成22年6月9日

## 秋田市上下水道局告示第41号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月15日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成22年6月30日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域  
別紙（省略）のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成22年6月16日から平成22年6月29日まで（土曜日および  
日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

#### 秋田市上下水道局告示第42号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 新秋管業建設	堀井三雄	秋田市川尻大川町11番3号

2 廃止年月日

平成20年5月12日

#### 秋田市上下水道局告示第43号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社 新秋管業建設	堀井三雄	秋田市川尻大川町11番3号

2 廃止年月日

平成20年5月12日

#### 秋田市上下水道局告示第44号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道

事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 大渕建設	大渕三之丞	秋田市上新城道川字深田山根43番地

2 廃止年月日

平成19年11月1日

#### 秋田市上下水道局告示第45号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 大渕建設	大渕三之丞	秋田市上新城道川字深田山根43番地

2 廃止年月日

平成19年11月1日

## 公 告

#### 秋田市公告

旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成22年6月3日

秋田市長 穂積志

1 公売物件の表示

- (1) 所在地 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-111
- (2) 土地の地目 山林
- (3) 建物の構造 鉄骨造亞鉛メッキ鋼板葺2階建て
- (4) 面積 土地1,723.56m<sup>2</sup> 建物1,136.39m<sup>2</sup>
- (5) 予定価格 (最低落札価格) 2,256,369円 (消費税含む。)
- (6) その他 備品一式含む。

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市役所本庁舎3階会議室
- (2) 入札 平成22年7月15日(木) 午前10時  
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部人事課

5 入札保証金

<p>(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。</p> <p>(2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。</p>	<p>の規定による制限を受ける者ではないこと。 エ 租税に滞納がないこと。 オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p>				
<p>6 入札無効に関する事項</p> <p>(1) 郵便による入札は認めないものとする。</p> <p>(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。</p>	<p>2 入札に関する事項</p> <p>(1) 入札の日時 平成22年6月23日(水) 午後2時</p> <p>(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」</p>				
<p>7 売買契約の締結</p> <p>落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。</p>	<p>(3) 入札保証金 免除</p> <p>(4) 契約日 落札日から平成22年6月29日(火)まで</p> <p>(5) 注意事項</p>				
<p>8 公売物件の案内日時および場所</p> <p>(1) 日 時 平成22年7月8日(木) 午後1時</p> <p>(2) 集合場所 現地</p>	<p>ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>				
<p>9 予定価格</p> <p>秋田市財務規則（平成9年2月28日規則第37号）第111条第1項に規定する予定価格については、「普通財産等の売払い契約に係る入札執行前の予定価格の公表について」により公表する。</p> <p>10 その他</p> <p>敷地の一部（68.90m<sup>2</sup>）が生保内財産区からの借地となっているため、落札した場合は借地の手続をすること。</p>	<p>ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。</p>				
<p>秋田市公告</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う日本脳炎の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成22年6月4日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所</p> <table border="1" data-bbox="171 1282 747 1388"> <thead> <tr> <th>接種医師名</th> <th>予防接種を行う主たる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本間 真紀子</td> <td>本間病院 秋田市山王中園町3番14号</td> </tr> </tbody> </table>	接種医師名	予防接種を行う主たる場所	本間 真紀子	本間病院 秋田市山王中園町3番14号	<p>3 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加を希望するものは、平成22年6月17日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）</p> <p>イ 営業経歴書（様式2）</p> <p>ウ 納税証明書（写し可）</p> <p>(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）</p> <p>(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）</p> <p>(ウ) 秋田市に納めた固定資産税</p> <p>※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの</p> <p>※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しもしくは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可</p> <p>※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出</p> <p>エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）</p> <p>※ 申請日前3か月以内のもの</p> <p>※ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書は写し可</p> <p>(2) 申込書等の提出</p> <p>申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(3) 申込書等の受付</p> <p>申込書等は、次のとおり受け付ける。</p> <p>ア 受付期間 平成22年6月7日(月)から平成22年6月17日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル3階</p>
接種医師名	予防接種を行う主たる場所				
本間 真紀子	本間病院 秋田市山王中園町3番14号				

## 秋田市教育委員会学事課

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成22年6月21日(月)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年6月7日(月)から平成22年6月22日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成22年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成22年6月8日

秋田市長 穂 積 志

## 1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

## 2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にあらわす者

## 3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

## 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	7月2日 7月6日 7月16日 7月21日 7月28日 7月29日 7月30日
アルヴェ	7月22日
土崎支所	7月8日 7月14日
西部市民サービスセンター	7月9日 7月15日
セントター	
御野場地域センター	7月1日 7月13日
河辺総合福祉交流センター	7月23日
雄和公民館	7月7日
秋田赤十字乳児院	7月27日

※ ただし、秋田赤十字乳児院は、施設入所者に限る。

## 5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻疹、風疹、おたふくかぜおよび水痘の予防接種を受けた後、27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後、6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他医師が不適当な状態と判断した者

## 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患有することが明らかな者
- (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいるもの

## 7 予防接種料金

無料

## 秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成21年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年6月11日

秋田市長 穂 積 志

## 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容				取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	
市長	20	3	16			1
教育委員会						
選挙管理委員会	1	1				
公平委員会						
監査委員						
農業委員会						
固定資産評価審査委員会						
上下水道事業管理者	2	1	1			
消防長						
議会	2	2				
計	25	7	17			1

## 秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成21年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年6月11日

## 秋田市長 穂 積 志

## 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決 定 内 容				取 下 げ
		開示	部分 開示	不開示	不存在	
市 長	12	5	6			1
教 育 委 員 会						
選 挙 管 理 委 員 会						
公 平 委 員 会						
監 査 委 員						
農 業 委 員 会						
固 定 資 産 評 價						
審 査 委 員 会						
上 下 水 道 事 業 管 理 者						
消 防 長	1		1			
議 会						
計	13	5	7			1

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年6月14日

## 秋田市長 穂 積 志

## 1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は、次のとおりである。

## (1) 委託名

平成22年度秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進のためのアンケート調査業務委託

## (2) 調査対象

秋田市民3,000人

## (3) 委託期間

契約締結の日から平成22年8月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 過去10年間に、地方公共団体の委託を受け、調査票の発送、回収、調査、集計および解析に係る業務の実績を有する者

イ 秋田市に本社、支社、営業所等を有する者

ウ 租税に滞納がない者

## (2) 基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 申請の日において、本市の指名停止措置期間中の者でないこと。

## 3 入札執行の場所および日時

## (1) 入札の場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所山王別館互助会会議室（2階）

## (2) 入札の日時

平成22年6月24日(木) 午前10時30分

## 4 契約条項を示す場所および日時

## (1) 契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課  
(秋田市役所福祉棟2階)

## (2) 契約条項を示す日時

平成22年6月14日(月)から平成22年6月18日(金)までの日の午前9時から午後5時まで

## 5 入札保証金に関する事項

## (1) 入札保証金

免除

## 6 入札無効に関する事項

入札の参加に必要な資格のない者の入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

## 7 その他入札に関する注意事項

(1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 8 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月18日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税證明書

① 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

② 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

③ 秋田市に納めた固定資産税（申請日が属する月において、納付期限が到来している期の分まで直近4期分の証明書）

・消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

・納税證明書に代わって、各納付書の写しの提出でも可。また、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人にあっては住民票。写しでも可）

## (2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成22年6月14日(月)から平成22年6月18日(金)までの日の午前9時から午後5時まで

## イ 受付場所

秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課

## ウ 申請用紙

秋田市立福祉保健部介護・高齢福祉課又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 9 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年6月22日(火)午後に郵送する。
10 計画書および仕様書の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間 平成22年6月14日(月)から平成22年6月18日(金)までの日の午前9時から午後5時まで
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
11 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課生きがい担当 電話 018-866-2095

**秋田市公告**

次のとおり秋田市大森山動物園のポスター等印刷物に関するデザイン提案コンペを実施するので公告する。

平成22年6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 デザイン提案コンペに付する事項
(1) 業務名 秋田市大森山動物園のポスター3種類(同一デザイン、サイズ2種)、パンフレット1種類、機関誌「コミュニケーション」2種類(2回発行分)、PRチラシ1種類の制作等業務
(2) 業務の概要等 秋田市大森山動物園で行う「夜の動物園」、「雪の動物園」および「平成23年の通常開園」を告知するポスター3種類、平成23年用のパンフレット、機関誌「コミュニケーション」の平成22年度上期および下期発行分ならびに平成23年用のPRチラシを制作するものである。なお、ポスター3種については、発送業務も併せて行うものである。
(3) 調達案件の特質等 デザイン提案コンペ説明書による。
(4) 納入場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154番地
(5) 納入期限 デザイン提案コンペ説明書による。
2 デザイン提案コンペに参加する者に必要な資格 参加申込みをするに当たっては、次の要件をすべて満たした者であること。
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 本市の指名停止期間中でないこと。
(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(4) 秋田市内に営業所等があり、デザイン、印刷および発送の一括発注ができ、すべてを責任を持って管理できること。
3 デザイン提案コンペ説明書等の配付
(1) 配付期間 平成22年6月14日(月)から平成22年7月1日(木)までの午前9時から午後4時30分までとする。郵便による説明書等の送付依頼は受け付けない。
(2) 配付場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154番地
(3) 配付書類 ア デザイン提案コンペ説明書 イ デザイン提案コンペ参加申込書(様式)

ウ 審査・評価の方針・基準 エ 参考資料(過去の印刷物等)
4 デザイン提案コンペ参加申込みに関する事項 デザイン提案コンペ参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。
(1) 提出書類 ア デザイン提案コンペ参加申込書 イ デザイン案 (ア) 「夜の動物園」告知用ポスター・デザイン 1部 (イ) 「平成23年の通常開園」告知用ポスター・デザイン 1部 (ウ) 平成23年用パンフレット 2部 ウ 見積書
(2) 受付期限 平成22年7月2日(金) 午後4時30分
(3) 提出場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154番地
(4) 提出方法 必要書類等を持参するものとし、郵送は受け付けない。
(5) 提案書等の全ての書類がそろっていない場合は、無効とする。
5 最優秀提案者の決定方法 提案内容および見積内容を一式として、配付書類「審査・評価の方針・基準」に記した方針・基準に基づき、公平かつ客観的に審査・評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。
6 その他
(1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。 (2) 提出された書類およびデザイン案は返却しない。 (3) その他詳細は、提案コンペ説明書による。
7 問い合わせ先 秋田市浜田字潟端154番地 秋田市商工部大森山動物園 電話 018-828-5508(直通)
秋田市公告
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。
平成22年6月14日
秋田市長 穂 積 志
1 申請者の住所および氏名 秋田市大町六丁目5番14号 株式会社村上商店 代表取締役 村上直樹
2 道路位置指定箇所 秋田市将軍野東二丁目18番126および18番134
3 道路幅員 4.00~4.04メートル
4 道路延長 26.28メートル
5 指定年月日および番号 平成22年6月14日 第2号
秋田市公告
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、

同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年6月16日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
株式会社マルダイ 代表取締役 大高俊平  
秋田県秋田市牛島東五丁目3番26号
  - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地  
名称 八橋ショッピングセンター  
所在地 秋田県秋田市八橋大道東1番6号外
  - (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者ならびに小売業を行う者の名称および代表者の氏名  
ア 変更前  
株式会社サンデー 代表取締役社長 和田正徳  
イ 変更後  
株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行
  - (4) 変更年月日  
平成22年5月18日
  - (5) 変更理由  
任期満了による代表取締役交代のため
- 2 届出年月日 平成22年6月4日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
  - (2) 縦覧期間 平成22年6月16日から平成22年10月18日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年6月16日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行  
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- 株式会社メガネセンター 代表取締役 福王進  
宮城県仙台市泉区中央一丁目23番地の5

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 サンデー秋田御野場店  
所在地 秋田県秋田市仁井田本町五丁目10番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者ならびに小売業を行う者の名称および代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンデー 代表取締役社長 和田正徳

イ 変更後

株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行

(4) 変更年月日

平成22年5月18日

(5) 変更理由

任期満了による代表取締役交代のため

2 届出年月日 平成22年6月4日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

- (2) 縦覧期間 平成22年6月16日から平成22年10月18日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年6月16日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行  
青森県八戸市根城六丁目22番10号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 サンデー秋田土崎店  
所在地 秋田県秋田市土崎港相染町字家の下37番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者ならびに小売業を行う者の名称および代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンデー 代表取締役社長 和田正徳

イ 変更後

株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行

(4) 変更年月日

平成22年5月18日

(5) 変更理由

任期満了による代表取締役交代のため

2 届出年月日 平成22年6月4日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課  
 (2) 縦覧期間 平成22年6月16日から平成22年10月18日まで  
 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課  
 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (1) 意見を述べる者の氏名および住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成21年11月18日付け秋田市指令第7294号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
 秋田市御所野堤台二丁目6番地105  
 株式会社アクネス不動産  
 代表取締役 下間俊悦  
 2 開発地域に含まれる地域の名称  
 秋田市御所野堤台二丁目2番1、2番2、2番3、2番4、  
 2番5および2番6

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日咳、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月18日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
武田修	市立秋田総合病院 秋田市川元松丘町4番30号

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和42年10月19日付けで位置の指定した道路（指定番号第100号）の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成22年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
 秋田市茨島四丁目10番35号  
 石原秀文  
 2 道路位置の廃止箇所  
 秋田市茨島四丁目437番6、437番7および437番9  
 3 廃止道路幅員 4.00メートル  
 4 廃止道路延長 19.80メートル  
 5 廃止年月日および番号  
 平成22年6月21日 廃止番号 第1号

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づ

き行うジフテリア、百日咳、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月22日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
齊藤崇	秋田組合総合病院 秋田市飯島西袋一丁目1番1号

## 秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成21年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月22日

秋田市長 穂 積 志

1 平成21年度末現在会員数	676市
2 建物総合損害共済	
受託市数	658市
共済責任額	61,723,975,837,000円
分担金収入	6,073,884,964円
支払共済金	4,076,327,228円
3 自動車損害共済	
受託市数	653市
分担金収入	3,166,270,907円
支払共済金	1,807,121,565円
4 正味財産の増減	
増加	
実質収納分担金等	9,251,303,156円
受取利息等	603,112,665円
会館収益金	3,355,555,227円
その他	1,180,000,000円
計	14,389,971,048円
減少	
災害共済金等	6,274,345,542円
会館運営費	2,834,666,424円
管理費	1,322,271,079円
減価償却額および繰入額等	1,484,143,406円
計	11,915,426,451円
当期一般正味財産増加額	2,474,544,597円
5 平成21年度末現在の共済基金	
共済基金の前年度繰越額	63,332,025,892円
平成21年度積立額	2,474,544,597円
平成21年度末現在共済基金	65,806,570,489円

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11第1項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程を定めたので、同条第4項の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業の種類および事業実施地域を公布する。

平成22年6月23日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 事業の種類 農地所有者代理事業  
 2 事業実施地域 秋田市の区域（都市計画法（昭和43年法律第

100号) 第7条第2項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。)とする。

- 3 縦覧期間 平成22年6月23日から平成22年7月6日まで  
ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農業農村振興課

**秋田市公告**

秋田県知事より、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画道路 3・4・11号 新屋土崎線  
3・5・36号 外旭川新川線
- 2 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成22年度第3号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年6月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課

- 2 縦覧期間 平成22年6月30日から同年7月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市公告**

財務報告書の作成および公表に関する条例(平成7年秋田市条例第48号)第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき公告する。

平成22年6月29日

秋田市長 穂 積 志  
(以下略)**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年6月29日

秋田市長 穂 積 志

**1 入札に付する事項**

- (1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委託名	委託箇所	履行期間	入札参加要件
地蔵田遺跡遺物整理事業業務委託	秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル	着手日から平成23年3月31日まで	過去5年間において、埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の実績があること。

**(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件**

- ア 秋田市内に本社、支店および営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- エ 租税に滞納がないこと。

**2 入札参加申込みに関する事項**

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成22年7月6日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
- イ 過去5年間における埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務の実績調書(様式2)(契約書の写しと成果品である発掘調査報告書を添付すること。)
- ウ 納税証明書(写し可)
- (ア) 消費税(税務署で「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人営業の者は、住民票(写し可))

**(2) 申込書等の提出**

申込書等は、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

**(3) 申込書等の受付**

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月29日(火)から平成22年7月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手すること。

**3 入札に関する事項**

- (1) 入札の日時 平成22年7月20日(火) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会教育委員会室

- (3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成22年7月22日(木)

## (5) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成22年7月13日(火)までに行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第8号 次亜葉品貯蔵室空調整備	秋田市上下水道局 豊岩浄水場（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）	平成22年8月31日	電気工事B級 (基本的要件については、別に記載)

## (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年6月22日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎北側）

入札保証金 免除

契約日 平成22年6月24日(木)

注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(1) 閲覧期間 平成22年6月29日(火)から7月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会文化振興室

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会文化振興室  
電話 018-866-2246

**上下水道局公告**

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成22年6月4日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月14日(月)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書等」という（様式1）。）を提出すること。

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月17日(木)に通知する。

## 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年6月4日(金)から平成22年6月21日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第104号 浄水場ポンプ設備点検業務委託	仁井田浄水場、豊岩浄水場および雄和浄水場	平成23年3月11日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内の浄水場において、吸込口径200mm以上のポンプ設置の整備実績（元請）があること。 (基本的要件については、別に記載)

## (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年6月22日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約日 平成22年6月24日(木)

注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年6月4日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月14日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調査書（別記様式2（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月14日(月)

までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

#### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月17日(木)に通知する。

#### 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第103号	浄水場・配水場樹木剪定・冬廻い業務委託	仁井田・豊岩浄水場、手形山・御所野配水場	契約日から 平成23年3月25日	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から造園工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年6月22日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免 除

契 約 日 平成22年6月25日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当

(1) 閲覧期間は、平成22年6月4日(金)から平成22年6月21日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載  
6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年6月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

#### 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月14日(月)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

#### 2 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### 3 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月17日(木)に通知する。

<p>5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項</p> <p>(1) 閲覧期間は、平成22年6月4日(金)から平成22年6月21日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係</p> <p>(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。</p>	<p>(2) 提出された申込書は、返却しない。</p> <p>(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434</p> <hr/> <p><b>秋田市上下水道局公告</b></p> <p>次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成22年6月4日 秋田市上下水道事業管理者 内山真次</p>								
<b>1 入札に付する事項</b>									
(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">委託番号・委託名</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">履行場所</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">履行期限</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">入札参加要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第102号 河辺・雄和地区計装およびテレメータ装置点検業務委託</td><td style="padding: 5px;">河辺、雄和地区の浄水場および配水池</td><td style="padding: 5px;">平成22年12月22日</td><td style="padding: 5px;">次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 秋田県内の水道施設（浄水場・ポンプ場・配水場）で、計装設備工事および計装機器点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)</td></tr> </tbody> </table>	委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件	第102号 河辺・雄和地区計装およびテレメータ装置点検業務委託	河辺、雄和地区の浄水場および配水池	平成22年12月22日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 秋田県内の水道施設（浄水場・ポンプ場・配水場）で、計装設備工事および計装機器点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)	
委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件						
第102号 河辺・雄和地区計装およびテレメータ装置点検業務委託	河辺、雄和地区の浄水場および配水池	平成22年12月22日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 秋田県内の水道施設（浄水場・ポンプ場・配水場）で、計装設備工事および計装機器点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)						
(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件									
<p>ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有す業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。</p> <p>エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。</p> <p>キ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。</p>									
2 入札に関する事項									
<p>入札の日時 平成22年6月22日(火) 午前10時</p> <p>入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）</p> <p>入札保証金 免除</p> <p>契約日 平成22年6月24日(木)</p> <p>注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>									
(3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。									
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。									
3 入札参加申込みに関する事項									
<p>(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月14日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略）） イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）</p> <p>(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。</p> <p>ア 受付期間 平成22年6月4日(金)から平成22年6月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係</p> <p>※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。 上下水道局ホームページ <a href="http://www.city.akita.akita.jp/city/ws">http://www.city.akita.akita.jp/city/ws</a></p>									
4 指名に関する事項									
<p>(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。</p> <p>(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。</p> <p>(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年6月17日(木)に通知する。</p>									

## 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年6月4日(金)から平成22年6月21日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

## (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成22年6月17日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第106号	漏水調査業務委託 その2	雄和椿川地区(椿川低区)	平成22年9月15日	3に記載

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年7月6日(火) 午後2時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成22年7月8日(木)

注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

## 4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年6月29日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋

田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

## ア 秋田市登録業者(財政部契約課)

(ア) 入札参加申込書(様式1)

(イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し

## イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない者

(ア) 入札参加申込書(様式1)

(イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3ヶ月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月17日(木)から平成22年6月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

## イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年6月17日(木)から平成22年7月5日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

## (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

## 6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者は、平成22年7月2日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

## 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成22年6月25日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第109号	川尻庁舎ボイラー（温水）運転操作等業務委託	川尻みよし町14番8号	平成23年3月31日	<p>次の1から3の要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 秋田市に本社を有していること。</li> <li>2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍し、各々の業務に配置できること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 二級以上のボイラー技士（2名以上）</li> <li>② ボイラー整備士</li> <li>③ 甲種又は乙種（第4種）危険物取扱者</li> </ul> </li> <li>3 秋田市内において二級以上の資格を有するボイラーの運転および整備の実績があること。</li> </ol> <p>（基本的要件については3に記載）</p>

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年7月13日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成22年7月15日(木)

- 注意事項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が健全であると認められる者でないこと。

(4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

## 4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年7月6日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
  - ア 秋田市登録業者（財政部契約課）
    - (ア) 入札参加申込書（様式1）
    - (イ) 実績調査（様式2）および契約書等の写し
    - (ウ) 入札参加要件2の①から③の免状の写し（配置予定資格者）
  - イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない者
    - (ア) 入札参加申込書（様式1）
    - (イ) 実績調査（様式2）および契約書等の写し
    - (ウ) 入札参加要件2の①から③の免状の写し（配置予定資格者）
- (2) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月25日(金)から平成22年7月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年6月25日(金)から平成22年7月12日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者は、平成22年7月9日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年6月25日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第108号 手形山送水管継手部掘削委託	手形字中谷内地 内ほか	平成22年9月10日	一般土木工事C2級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事C2級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般土木工事C2級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が健全であると認められる者でないこと。

エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年7月13日(火)午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

入札保証金 免除

契約日 平成22年7月15日(木)

注意事項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年7月6日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))

イ 配置予定技術者の資格証の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年6月25日(金)から平成22年7月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書、入札書、委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

#### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年7月9日(金)に通知する。

#### 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年6月25日(金)から平成22年7月12日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

#### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

---

#### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

#### 賦課対象区域

飯島鼠田二丁目、飯島長野本町、四ツ小屋字笹葉、八橋田五郎二丁目、東通觀音前の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）